

小規模事業者の皆さまへ

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金



地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組み小規模事業者に補助金を交付します。

▼対象事業者

創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▼対象事業

販路の新規開拓に取り組み事業で次のいずれかに該当するもの

広報事業

①ウェブサイトの作成および更新

②チラシ・DM・カタログの作成および発送

③新聞・雑誌・インターネット上へ掲載する広告の作成および掲載

④看板の作成および設置

⑤試供品・販促品の製造など

展示会などの出展事業

①会場の小間借上、装飾
②展示物の輸送など

▼補助額

対象事業に係る経費(10万円以上)の2分の1
※上限30万円



▼申請期限 9月30日(金)

▼申請方法

申請書に必要書類を添付し窓口で申請してください。申請書は窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードできます。

※申請にはその他条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申し込み・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2280(直通)

戦没者のご遺族へ

第11回特別弔慰金



▼支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

▼支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現

在で氏が変わっている人は除きます。)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります。)

▼請求期限

令和5年3月31日(金)

▼注意事項 **すでに第11回特別弔慰金を請求している人の再度の手続きは不要です。**また、請求してから審査まで時間がかかります。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

台風の季節です!
情報の入手方法の確認を



よしかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または
二次元バーコード
を読み取ってください。

登録はこちら



テレビリモコン [d] ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。

また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

教育委員会定例会の傍聴

- 日時 8月24日(※)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

法律で定められています

事業系ごみはごみステーションに出せません

量の多寡にかかわらず、事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。町では一般家庭のごみのみを回収しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項

(事業者の責務)

第二条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

業種や営利目的の有無、規模にかかわらず、事業を営む全て(個人で飲食店や店舗を営む者、会社、事務所、工場、建築現場、病院、保育園、公共施設など)が対象です。事業活動に伴って発生した全てのごみは、法律により自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

▼処理方法

一般的に、事業者が排出するごみは、「産業廃棄物」とそ

れ以外の「一般廃棄物」に分けられます。

一般廃棄物

①町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する(有料)

許可業者一覧は、町ホームページに掲載しています。

②資源になるものは資源回収業者に依頼する

古紙類、古布類、空き缶類、空きビン類、金属類などについては、資源回収業者・廃棄物再生事業者登録事業者が回収可能な場合があります。廃棄物再生事業者登録事業者一覧は県ホームページに掲載しています。

③渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センターへ直接持ち込む

ごみの種類によっては搬入



できない場合があります。搬入前に清掃センターに確認してください。

※20kgあたり300円の処理手数料がかかります。

産業廃棄物

法律では20種類の産業廃棄物を定めています。産業廃棄物についての詳細や産業廃棄物収集運搬業者一覧は、県ホームページに掲載しています。



▼問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎26・2245(直通)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センター

☎23・0460



▲渋川地区広域市町村圏振興整備組合ホームページはこちら(ごみの搬入について)



▲県ホームページはこちら(群馬県産業廃棄物情報)



▲町ホームページはこちら(事業系ゴミの出し方)